匠プラザ21
経営法務大学

弁護士費用の負担

◆訴訟費用

紛争解決に際して、弁護士にその処理を委任して訴訟提起の着手金および成功報酬の支払い、または支払い約束をした場合、出費を損害として、相手方に請求できるかの問題がある。

訴訟費用は敗訴者負担の原則があり、民事訴訟費用などに関する規則が定める訴え提起手数料（貼用印紙額）、代表者事項証明書交付手数料、訴訟・同副本作成および提出費用、訴状副本等および第1回口頭弁論期日呼出状送達費用、判決正本送達費用などのほか、証人・鑑定人の旅費および日当や翻訳など法に定める費用がかかった場合は、訴訟費用額確定処分の申し立ての手続きを経た上、請求することができる。

◆弁護士費用

弁護士費用が敗訴者負担とならないのは、民事訴訟法が弁護士強制主義を採用していないことに関係している。また、弁護士費用は訴訟費用に含まずと解されてきた。

ただし例外がある。一つ目が不法行為に基づく損害賠償請求訴訟において、訴訟追行のための弁護士費用は不法行為と相当因果関係に立つ損害であるとされており（最高裁判例1969年2月27日）、交通事故の損害賠償請求をはじめ同類の訴訟では、判決認容額の10％程度の弁護士費用を認めている。

二つ目の例外は労働契約上の安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求に関し、訴訟追行のため要した弁護士費用は安全配慮義務違反と相当因果関係に立つとの判断が示されている（最高裁判例2012年2月24日）。最もこの種の事案では、不法行為による損害賠償請求としても構成することができる。契約不履行と不法行為に基づく損害賠償請求が競合する関係にある。不法行為の構成を選択すれば、弁護士費用のほかに、慰謝料の請求も可能となる。

◆一般の債務不履行の場合

残る問題は、金銭債務以外の債務不履行に基づく損害賠償請求として、弁護士費用が請求できるかであった。土地の売買契約の買主が売主に対し、債務履行を求めるための訴訟の提起などにかかる弁護士費用を債務不履行に基づく損害賠償として請求した案件についてで、最高裁は昨年1月22日、これを認めなかった。

その理由に次の判断が示されているが、事業者にとっては、傾聴すべき内容を含んでいる。

①契約上の債務の履行請求はそれによって得られる給付利益であり、損害の填補を求める不法行為とは異なる。②不法行為は、自らの意思に関係なく権利や利益が侵害されることになるが、契約はその交渉を通じて不履行の事態に備えて検討したり、契約しない決定もあり得る。給付利益を得るための弁護士費用は取り立て費用にすぎない。③訴訟追行にしても、不法行為に比べて契約書、交渉経過メモ、立会人の証言などでもって、事実を明らかにすることはさして困難を伴う訳ではないし、弁護士費用がかかったにせよ、紛争予防をしなかったことで生じたコストでしかない。

ついでながら経済上余裕がない場合は、個人に限り民事法律扶助があり、一定の要件の下で弁護士費用の立て替えが行われている。相談窓口は、法テラス（日本司法支援センター）になる。法テラス岐阜地方事務所、050（3383）5471まで。

（弁護士・浦田益之）

無断複製・転載を禁じます